

大阪大学薬学研究科附属化合物ライブラリー・スクリーニングセンター
機器利用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学薬学研究科附属化合物ライブラリー・スクリーニングセンター（以下「センター」という。）が、センターの機器利用者に対して必要な事項を定めるものである。

(資格)

第2条 機器を利用することができる研究者は次のとおりとする。

- (1) 大学又は公的研究機関に所属する者
- (2) 研究開発を目的とする利用に限り、企業に所属する者

(申込)

第3条 機器を利用する研究者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意の上で所定の申込書（別紙様式）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認)

第4条 センター長は、第3条により申込書の提出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 本センターの教育研究等に支障がある場合。
- (2) 利用目的が定められた機器について、既定の目的以外で利用する場合。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。

1. 薬学研究科以外の利用者

- (1) 原則として平日の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 時間外利用は、センターのスタッフが必要性を認める場合に限り可能とする。

2. 薬学研究科所属の利用者

- (1) センタースタッフの対応は平日の9時00分から17時00分までとするが、時間外利用も可能とする。

(利用料金)

第6条 センターの利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 機器利用は無償とする。
- (2) センター利用に伴う水道光熱費は無償とする。
- (3) 機器利用に伴う一般的な共通試薬・共通消耗品の一部は予約時間に応じて利用者負担となる場合がある。
- (4) 機器毎に必要なアッセイ用試薬・消耗品は、利用者負担とする。
- (5) 機器利用時にメーカーの有償説明が必要な場合は、利用者負担とする。

(利用方法)

第7条 センターの利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 原則として利用者が自ら機器を操作して測定等を行うこととする。

- (2) 利用開始初回はセンターのスタッフあるいは機器メーカーの技術担当者が利用者に使用法を説明する。
- (3) 利用者は、予約 HP にて利用機器をあらかじめ予約する。
機器の予約可能期間は、30 日先までとする。
予約時間は他の利用者のことを考慮し、必要以上に長時間機器を占有することがないように留意すること。
- (4) センターへの入室キーは、利用時毎にスタッフから受け取り、利用終了後は速やかに返却する。
- (5) 必要に応じてセンターのスタッフが測定等を支援することがある。

(免責)

第 8 条 センターの責に帰さない事由により生じた利用者の損害について、センターはその責を負わない。

(秘密の保持等)

第 9 条 センター及び利用者は、機器利用により知り得た相手方の情報及び知的財産等を相手方の同意なしに公開してはならない。

(賠償)

第 10 条 利用者の故意又は重大な過失により機器が破損した場合、原状回復にかかる費用は利用者が負担するものとする。

(研究成果の報告)

第 11 条 センターを利用して行った研究等の成果を論文、学会などで公表するときは、次のとおりとする。

- (1) センターは日本医療研究開発機構生命科学・創薬研究支援基盤事業の補助金により維持されており、謝辞を明記する。
記載内容は創薬サイエンス研究支援拠点のホームページで、またはセンタースタッフに確認する。
- (2) センターのスタッフから実験遂行の支援を受けた場合は、寄与度に応じて共著とする。

第 12 条 センターからの成果報告依頼に対して適切に対応する。

(雑則)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

- ・平成 30 年 4 月 1 日改訂
- ・令和 4 年 4 月 1 日改訂